

新型コロナウイルス感染症の医療に当たる教職員に係る手当に関する特例を定める規程  
(令和2年5月26日達示第31号)

(目的)

第1条 この規程は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）の患者（同感染症に係る行政検査の対象者その他これらに相当する者として総長が別に定める者を含む。以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）に対する医療に当たる教職員について、手当を支給するための特例を定めるものである。

(手当の名称)

第2条 前条の手当の名称は、新型コロナウイルス対応手当とする。

(支給の対象)

第3条 新型コロナウイルス対応手当は、次の各号に掲げる教職員が、新型コロナウイルス感染症患者等の受入、診療、看護又は検査等（以下「支給対象業務」という。）に従事した場合に支給する。

- (1) 国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）第5条第1項各号に掲げる俸給表の適用を受ける教職員
- (2) 国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程（平成26年達示第56号）の適用を受ける教員
- (3) 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）に定める特定有期雇用教職員
- (4) 国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号）に定める有期雇用教職員
- (5) 国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成17年達示第38号）に定める時間雇用教職員

(支給額)

第4条 新型コロナウイルス対応手当の支給額は、支給対象業務を含む勤務1回につき3,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触する支給対象業務を含む場合は、4,000円）とする。

(支給)

第5条 新型コロナウイルス対応手当は、給与規程第9条第1項に定める支給日に、同条第4号に定める給与の支給の例により支給する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年5月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。